

審 査 基 準

平成 7 年 1 0 月 1 日作成

条 例 等 名 : 島根県庁舎管理規則		
根 拠 条 項 : 第 1 8 条 第 1 項		
処 分 の 概 要 : 行為の許可		
原権者(委任先): 島根県警察本部長又は警察署長		
法 令 の 定 め :		
審 査 基 準 :		
許可行為の種類	要 件	許可に付すべき条件
(1) 第 1 号の行為 (文書、図画その他これらに類するものを配布し、又は掲出すること。)	(1) 警察の行政施策に係る内容のものであること。 (2) 警察が主催し、又は共催している事業に関するものであること。 (3) 職員の福利厚生に関するものであること。	事務室内においては、室管理者の指示に従うこと。
(2) 第 2 号の行為 (物品の販売又は宣伝、寄付の募集、契約の勧誘その他これに類する行為をすること。)	職員の福利厚生に関するものであること。	(1) 事務室内においては、室管理者の指示に従うこと。 (2) 休憩時間中又は事務に支障のない時間に限ること。
(3) 第 3 号及び第 6 号の行為(看板、プラカード、旗、幕、アドバルーン、のぼりその他これらに類する物を掲出すること。テントその他仮設工作物を設置し、又は指定された場所以外に物件を置くこと。)	(1) 警察の行政施策に係るものであること。 (2) 警察が主催し、又は共催しているものであること。 (3) 警察が後援又は協賛するものであること。	(1) 提出又は設置に当たっては、庁舎管理者の指示に従うこと。 (2) 屋外広告物法の屋外広告物に該当するものは、同法の基準に合致するものであること。
標 準 処 理 期 間 : 3 日		
申 請 先 : 島根県警察本部警務部警務課庶務係・警察署総務課(係)		
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部警務部警務課庶務係・警察署総務課(係)		
備 考 :		